

武蔵野市分別収集計画

(第9期：令和2年度～令和6年度)

令和元年6月

武蔵野市分別収集計画

令和元年6月

1 計画策定の意義

一般廃棄物の処理は市町村の基本的業務であり、本市においても適正な処理に努めているところである。現在、新たな最終処分場の確保が困難なものとなっており、廃棄物処理の前途は深刻な状況にある。地球規模の環境保全も求められている中で、天然資源の利用を抑制し環境への負荷を軽減する循環型社会づくりを目指して、循環型社会形成推進基本法をはじめさまざまなリサイクルに関する法律が制定されてきた。これらを背景に、平成7年に制定され、平成18年に改正された「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「法」という。）に基づく容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）の、より一層の推進が求められている。

武蔵野市は、都心に近く商業機能が集積していること、人口の移動が激しく単身世帯が多いこと、住宅が密集していることなどの地域特性を持っている。これらの特性は、分別排出のルールが守られにくいという面や、一人当たりのごみ排出量が多くなるなど、ごみ問題を解決していく上でのすべての段階に大きな影響を与えている。

このような状況の中で、持続可能な都市の形成を実現していくためには、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済、ライフスタイルからの転換を図ることにより、ごみの発生・排出を抑制し、また、不要となった物も極力再利用・再生利用し、環境への負荷をできるだけ低減していくことが必要である。

本計画は、持続可能な都市の形成に向け、本市第五期長期計画・調整計画及び一般廃棄物処理基本計画との整合を図りながら、法第8条に基づき策定するものである。また、その目的は、容器包装廃棄物についてその発生・排出抑制を第一に考えた上で、循環型社会形成推進基本法の基本原則に則り、一度使用したのもも極力繰り返し再使用し、使えなくなった際には再生利用等の資源化を推進することで、限りある資源の有効利用と最終処分量の減量、ひいては環境負荷の低減を図ることである。

今後は、本計画を円滑に推進し、市としての責務を果たしていくとともに、事業者・市民と連携し、また国等にも必要な働きかけを行えるよう、容器包装の生産・流通・消費・分別収集・再商品化のシステムを常に検証し、容器包装廃棄物による環境負荷の低減を目指していく。

2 計画の基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

(1) 容器包装廃棄物の発生・排出抑制を推進する

容器包装廃棄物の発生・排出抑制のため、簡易包装や無包装を目指して生産・販売者としての事業者、消費者としての市民がその責務を果たせるよう、広報・普及活動に取り組む。

(2) 一度使用した容器包装の再使用をすすめる

今日の容器包装は耐久性に優れており、繰り返し再使用可能なものが少なくない。消費者である市民の行動を促すため、事業者への働きかけも含め、市としても推進していく。

(3) 使えなくなった容器包装の資源化をはかる

容器包装の再使用が困難となったときには、法による手法をはじめ環境負荷や費用負担等について、より適正で効率的・効果的な手法により再生利用等の資源化を図り、環境負荷を低減できるよう取り組みを行う。

3 計画期間

法では、市町村は容器包装廃棄物の分別収集を実施するにあたっては、5年を一期とする市町村分別収集計画を策定し、3年ごとに見直すこととされている。

平成20年4月1日の、事業者が市町村に資金を拠出する仕組みをはじめとした改正容器包装リサイクル法の完全施行を踏まえた「容器包装廃棄物の分別収集に関する省令の一部を改正する省令」（平成18年環境省令第35号）により、平成28年度に見直しを行い、平成29年度を始期とした5ヶ年について第8期計画を策定した。

本計画においては、令和2年度から5ヶ年を見通し、令和6年度までを計画期間として定めることとする。

4 計画の対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

＜表1＞容器包装廃棄物排出見込量（単位：t）

項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
容器包装廃棄物の排出量の見込み	9,093	9,054	9,014	9,031	8,978

6 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のために、次の方策を実施する。

なお、実施にあたっては、効果的に排出抑制が達成できるよう、市民団体等による活動など、市民・事業者・市が相互に連携をとりながら取り組みを進めていく。

(1) 事業者による自主的な取り組みの促進

容器包装廃棄物の排出抑制を図るため、事業者に対して以下に示す取り組みを推進するよう促すだけでなく、支援する取り組みを検討する。

- ・ 容器包装廃棄物の店頭回収の実施店舗の拡大、自主回収ルートの確立
- ・ 無包装・簡易包装の実施、過剰包装の抑制
- ・ 使い捨て容器の使用自粛
- ・ 量り売りの実施、詰め替え商品の開発
- ・ レジ袋有料化などレジ袋削減策の実施

(2) 市民への広報・普及活動

容器包装廃棄物自体の発生抑制を基調としながら、発生した容器包装廃棄物の再利用や不要となった場合の排出方法等を、消費者である市民に啓発する。事業者が市町村に資金を拠出する仕組みが平成20年度から開始していることも念頭に置き、分別の徹底を継続して呼びかけていく。また、(1)に挙げた、事業者による容器包装廃棄物の減量化の取り組みについて市民に広く情報提供する。

広報は、わかりやすく説得力のある市報や啓発情報紙、住民説明会の開催などを通じて継続的に行い、「セカンドステージ！武蔵野ごみチャレンジ600グラム」キャンペーンを積極的に展開する。

また、学校教育・生涯学習の場における環境学習の充実を図り、容器包装廃棄物の問題への理解を促す。同時に、啓発活動の浸透しにくい無関心層、単身世帯等を重点ターゲットとして、市民団体等と協力して、地域に密着した啓発・指導を行う。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

現行の分別収集処理施設の状況、再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集を実施する容器包装廃棄物の種類と収集に係る分別の区分を下表のとおり定める。

<表2> 収集に係る分別の区分

分別収集する容器包装の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		缶類
主としてアルミニウム製の容器		
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	ガラスびん
	茶色のガラス製容器	
	その他のガラス製容器	
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんとするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）		飲料用紙パック
主として段ボール製の容器包装		段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		プラスチック製容器包装（ペットボトル以外）

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

＜表3＞分別基準適合物の量の見込み（単位：t）

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度					
主としてスチール製の容器	199	201	202	203	204					
主としてアルミニウム製の容器	221	223	225	226	227					
無色のガラス製容器	533	538	542	544	547					
茶色のガラス製容器	282	284	286	288	289					
その他のガラス製容器	542	546	551	553	556					
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	23	24	24	24	24					
主として段ボール製の容器包装	1,388	1,399	1,410	1,417	1,423					
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	454	458	462	464	466					
主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの	（合計） 1,794		（合計） 1,809		（合計） 1,823		（合計） 1,831		（合計） 1,839	
	（引渡さ） 1,774	（独自処理量） 20	（引渡さ） 1,789	（独自処理量） 20	（引渡さ） 1,803	（独自処理量） 20	（引渡さ） 1,810	（独自処理量） 21	（引渡さ） 1,818	（独自処理量） 21
（うち白色トレイ）	1	1	1	1	1					

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は、次の通りとした。

↓ 2019年1月1日現在の実績とした。

単位：人

年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
人口	146,399	148,423	149,598	150,772	151,444	152,116
令和元年度比	1.0000	1.0138	1.0219	1.0299	1.0345	1.0391

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

本市では、法第2条第6項に規定する主務省令で定める容器包装廃棄物のうち、缶類（2種類）、びん類（3種類）、紙パック、段ボールについては、平成9年4月の法施行時点ですでに分別収集を行なっており、また、平成12年7月からはペットボトル、その他のプラスチック製容器包装について分別収集を実施している。

なお、拠点回収により白色発泡スチロールトレイの回収を実施してきたが、プラスチック製容器包装の分別収集を開始したこと、本来は販売者による自主的な回収が望まれることから、平成17年9月に廃止している。ただし、その他のプラスチック製容器包装において、収集後にこれらの白色発泡スチロールトレイの選別回収を行っている。

以上の分別収集を行うにあたっては、再生利用にかかるシステム全体の環境負荷、収集運搬効率、市民への適正なサービス提供など、さまざまな角度から検討を行い、必要に応じて収集体制の見直しを行う。特に、平成29年度の新クリーンセンター竣工によりごみ発電機能が付加されたこと、また近年のマイクロプラスチック問題を考慮し、環境負荷の低減に資するプラスチック製容器包装の処理の在り方についても検討を行う。

なお、分別収集の実施主体は以下の示すとおりである。

＜表4＞分別収集の主体

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管段階
主としてスチール製の容器	缶類	委託業者による定期収集	民間業者
主としてアルミ製の容器			
無色のガラス製容器	びん類	委託業者による定期収集	民間業者
茶色のガラス製容器			
その他のガラス製容器			
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック	委託業者による拠点回収	民間業者
主として段ボール製の容器包装	段ボール	委託業者による定期収集	民間業者
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル	委託業者による定期収集	民間業者
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装	委託業者による定期収集	民間業者

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集の用に供する施設については、収集運搬効率の向上及び環境負荷の軽減の側面からも自区内での施設整備が望ましいが、施設規模、設置場所等に課題がある。域外の民間委託業者の施設で選別・圧縮・保管を行うにあたり、環境負荷の低減のため効率的に行われるよう配慮するものとする。

＜表5＞分別収集の用に供する施設計画

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集 容器	収集車	中間処理
主としてスチール製の容器	缶類	袋	パッカー車	民間施設
主としてアルミ製の容器				
無色のガラス製容器	びん類	袋	平ボディ車	民間施設
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙パック	拠点 回収 容器	パッカー車	民間施設
主として段ボール製の容器包装	段ボール	ひも	平ボディ車 パッカー車	民間施設
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル	袋	パッカー車	民間施設
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装	袋	パッカー車	民間施設

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

廃棄物の発生・排出抑制のための方策や、ごみ分別ルール of 徹底、ごみ減量の情報発信及びレジ袋削減など、ごみ減量・資源化を推進していくための方策を検討する。また、収集・処理に伴う環境負荷の低減と事業効率化を目的として「武蔵野市ごみ収集の在り方等検討委員会」における議論を経て、平成31（2019）年4月より収集頻度の隔週化及び収集地区割りと収集品目の平準化を行った。今後も総合的に環境負荷の低減や事業効率化を目指し、ライフサイクルアセスメントの観点を取り入れた合理的な収集運搬体制、中間処理手法について、継続的に検討する。